

## 帯広市スポーツ振興事業補助基準

### (目的)

第1条 この基準は、個人又は団体（市長が特に認める財団法人を含む、以下「団体」という。）に対しスポーツ振興事業の促進を助長し、市民の心身の健全な発達と生活の向上を図るため補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 運営費補助金

ア 団体等が開催する大会運営費又は団体等の連合体及び市長が特に認める団体の運営費に対する補助金をいう。

イ 団体等が設置するスポーツ施設の運営費に対する補助金をいう。

#### (2) 建設費補助金

団体等が設置したスポーツ施設の建設費（建設のため借入れた金額の償還元利金を含む。）に対する補助金をいう。

#### (3) 派遣費補助金

個人又は団体等が各種大会に出場する費用に対する補助金をいう。

#### (4) 指導者養成等補助金

スポーツ少年団における、指導者の養成及び活動に対する補助金をいう。

#### (5) スポーツ教室等開催補助金

団体等がスポーツ教室等開催に要する経費に対する補助金をいう。

### (補助金の範囲)

第3条 市長は市内に在住する個人又は市内に事務局を有する団体等に対し、経費の一部及び全部を予算の範囲内で補助することができる。

### (補助の算定基準)

第4条 補助の算定基準は、別表1、別表2、別表3及び別表4に定めるところによる。

### (補助金の申請等)

第5条 第2条に係る補助金の交付申請及び交付決定等については、帯広市補助金等交付要綱の定めるところによる。

### 附則

- 1 この要綱は、昭和57年 7月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和58年 2月 9日から施行する。
- 3 この基準は、昭和59年 7月23日から施行する。
- 4 この基準は、昭和62年 5月18日から施行する。
- 5 この基準は、昭和62年12月21日から施行する。
- 6 この基準は、昭和63年 7月26日から施行する。
- 7 この基準は、平成 元年 6月19日から施行する。
- 8 この基準は、平成 2年 4月23日から施行する。
- 9 この基準は、平成 2年 8月 1日から施行する。
- 10 この基準は、平成 3年 4月 1日から施行する。
- 11 この基準は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 12 この基準は、平成 4年 6月25日から施行する。
- 13 この基準は、平成 5年 7月15日から施行する。
- 14 この基準は、平成 5年11月 1日から施行する。
- 15 この基準は、平成 8年 9月 2日から施行する。
- 16 この基準は、平成14年 7月12日から施行する。
- 17 この基準は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 18 この基準は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 19 この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

- 20 この基準は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 21 この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 22 この基準は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 23 この基準は、平成24年 8月 1日から施行する。
- 24 この基準は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 25 この基準は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 26 この基準は、令和 2年 5月22日から施行する。